

広報北広島「ふれあい通信」掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報北広島「ふれあい通信」(以下「ふれあい通信」という。)に掲載できる記事の範囲などの詳細を定めるものであり、この基準に照らして掲載の可否を判断するものとする。

(基本的な考え方)

第2条 ふれあい通信に掲載できる記事は、市民団体等が主催する催しや会員等の募集記事であり、公共性、公平性及び品位を損なうおそれがないもので、記事内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(催し記事の掲載基準)

第3条 ふれあい通信に掲載できる催しは、市内全域から誰でも参加できるものを対象とし、事業の終了(募集期間がある場合は募集期限)が発行日の翌々日以降で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が共催、後援又は推薦している催しで、営利を目的としないもの
- (2) 会員の過半数が市内に居住、勤務又は在学し、活動の本拠が市内にある団体・サークル等が行う催しで営利を目的としないもの
- (3) 学校や社会福祉法人、NPO法人などの非営利団体が行う催しで、収益事業ではないもの
- (4) 市民が個人で主催する催しで、参加料を徴収しないもの

2 次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの、選挙活動にあたるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は次のような事実を誤認するおそれがあるもの
 - ① 射幸心をあおる表示又は表現を含むもの
 - ② 誇大な表現を含むもの
 - ③ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
 - ④ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現を含むもの
- (9) 過去に虚偽の内容を掲載した団体が行うもの

- (10) 懸賞やクーポン付きの記事
- (11) 開催団体の規則や会員名簿、収支状況についての書類の提出に応じないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、別表により掲載を不相当と認めたもの。ただし、市長が特に公共性、公益性が高く掲載することが妥当と認めるものを除く

(会員等募集記事の掲載基準)

第4条 ふれあい通信に会員等の募集記事を掲載できる団体は、次の条件を全て満たすものとする。なお、会員募集を目的とする体験会等も募集記事として扱う。

- (1) 会員の過半数が市内に居住、勤務又は在学し、活動の本拠が市内にある団体・サークル等であること
- (2) 活動の目的が営利、宗教、政治に関するもの又は公序良俗に反するものでないこと
- (3) 会費を徴収するものは明記し、定例的に行う活動1回当たりの会費が1,000円以下であること。ただし、月の上限額を3,000円とする。(例：定例的に月2回活動している場合は2,000円が上限)
- (4) 会員が運営する団体であり、講師が運営主体の教室ではないこと。(代表者が講師として謝礼を受け取っている団体は、講師が運営主体の教室と判断する)
- (5) 団体の規則や会員名簿、収支決算書などについての書類の提出を求めた場合は、それに応じること

(掲載回数)

第5条 同一団体が主催する催しの掲載回数は月に1回、募集記事は6カ月に1回までとし、催しと募集記事は同月に掲載できない。なお、一度掲載した催しは、再度掲載しない。

附 則

- 1 この基準は、令和2年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分類	掲載を不相当とする事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市が特定のものを推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの ・参加料を明記していないもの ・参加料が1回当たり1,000円を超えるもの。同一の催しが複数回にわたって開催される場合は、合計の参加料が3,000円を超えるもの（1回当たり1,001円～3,000円の場合であっても、収支内訳の確認などにより、営利でないと認められる場合を除く） ・参加料が他のサークル・団体が行う同様の催しと比べて著しく高額と認められるもの ・市内の公共施設及びそれに準ずる施設（社会福祉施設や病院、地域の交流を目的とした施設など）以外で開催するもの ・市外の者が開催するもの ・定員が5人以下の小規模なもの
講座・講習会・コンサート・公演など	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等が主催する催しで、その行う事業との関連性があるもの ・青少年の健全な育成を阻害する内容のもの
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等が主催する催しで、その行う事業との関連性があるもの ・有料のもの ・無料であるが、その後、有料の相談を強要・誘導されるもの
展示・作品展	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等が自らの商品を出展するもの ・展示要素より、販売目的が高いもの
フリーマーケット・バザーなど	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等が自らの商品を出展するもの ・適切な出展スペースが確保できないもの
祭り	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、自営業者等が主催し、営利目的と判断されるもの ・宗教的儀式としての要素があるもの